

公告第32号

平成24年4月19日

公 告



契約担当官
航空自衛隊第83航空
会計隊長 半田 深穂



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名(件名) #24他昇降機保守点検整備12回以下6件
 - (2) 履行期間 平成24年5月1日 ～ 平成25年3月29日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成24年5月1日 13時30分
5. 参加資格
 - (1) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上の資格を有する者
 - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は4月27日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 単価決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の5%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばない時は、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡をするとともに資格決定通知書の写しを入札日までに提出すること。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 小柳 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

内 訳 書

	品名 (件名)	規 格	単 位	予 定 量	単 価	金 額	備 考	同 等 品
1	#24他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#24ラックリフター)	回	12				
2	#24他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#829ダムウェーター)	回	12				
3	#600他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#1910寝台用)	回	12				
4	#600他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#1910厨房小荷物用)	回	12				
5	#600他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#600乗用)	回	12				
6	#600他昇降機保守点 検整備	仕様書のとおり (#1910乗用)	回	12				
7		以下空白						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
					小 計			
					計			

役 務 仕 様 書

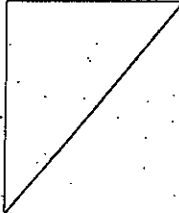



- 1 件 名 # 2 4 他昇降機保守点検整備
- 2 履行場所 航空自衛隊 那覇基地
- 3 概 要 建築基準法に基づく昇降機点検及び保守整備
- 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、「平成20年度版建築業務保全業務共通仕様書」(以下、共通仕様書という)に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、もしくは疑義を生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 契約相手方は現場代理人を定め、これを通知する。現場代理人は、作業の安全に留意し災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 入門及び交通規制等基地内での行動は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- (5) 基地内の在来施設の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、契約相手方の負担において、原形に復旧するものとする。
- (6) 本役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。

5 特記事項

- (1) 保守点検整備対象機の型式及び数量は下表による。

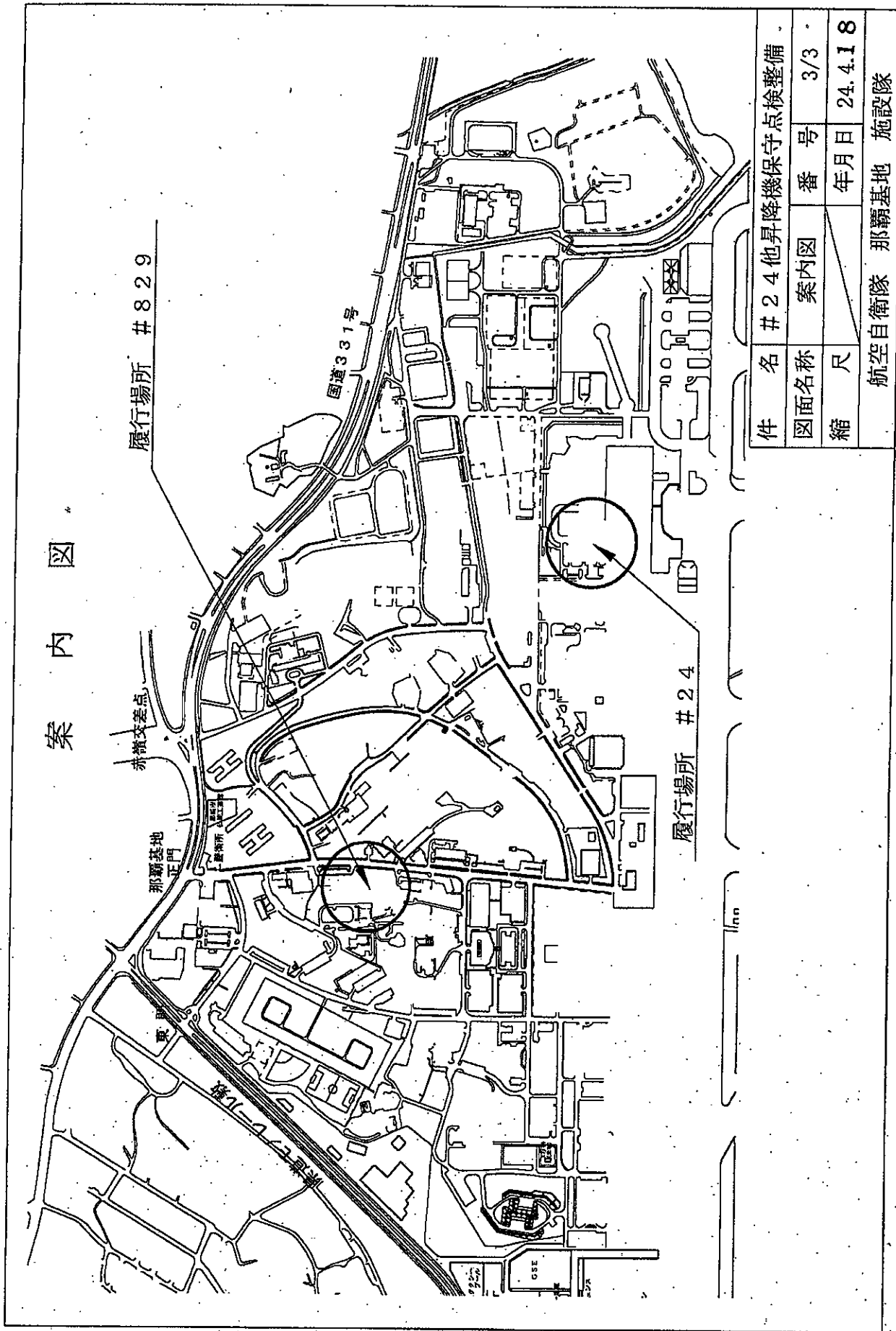
設置場所	種 別	設置年月	型 式	数 量
# 2 4	小荷物運搬用 (ラックリフター)	H17.1	ワタベ産業製 YV-4W特殊タイプ	2基
# 8 2 9	小荷物運搬用 (ダムウェーター)	H24.1	クマリフト製 UAB-100-2-S45	1基

件 名	# 2 4 他昇降機保守点検整備		
図面名称	役務仕様書①	番 号	1/3
縮 尺	—	年月日	24. 4. 1 8
	施設隊長	管理小隊長	担 当
			
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

- (2) 契約相手方は、昇降機を常時、安全に運用できるように保守点検整備を行い、機器の性能及び機能を維持するものとする。
- (3) 点検の内容及び点検周期については、共通仕様書、表7. 2. 5 (a) を標準とし、昇降機製造メーカーの点検内容等に準じて点検を実施するものとする。また点検整備の内容については事前に監督官の承諾を得るものとする。
- (4) 保守契約の種別は、POG (パーツ・オイル・グリース) 契約とし、保守点検整備の範囲は、共通仕様書、表7. 2. 2によるものとする。
- その他、次の事項の整備及び調整を実施するものとする。
- ア かごの加速、減速並びに着床段差及び異常振動の調整
 - イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃
 - ウ ボルト、ねじ等でゆるみがある場合の増す締め
 - エ 接触部分、回転部分等への注油
 - オ その他、これらに類する軽微な作業
- (5) 現場代理人及び保守点検整備を行う者は、十分な知識、技能を有してなければならない。また、年1回の定期検査は昇降機検査資格保有者が行うものとする。
- (6) 保守点検整備の日程は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (7) 保守点検整備の結果報告書を作成し、作業終了後、速やかに監督官に提出するものとする。
- (8) 故障または事故等、緊急を要する事態が発生した場合には、官側の要請に速やかに対応し、原因究明等、適切な処置を行うものとする。

件名	#24他昇降機保守点検整備		
図面名称	役務仕様書②	番号	2/3
縮尺	—————	年月日	24.4.18
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

案内図



役 務 仕 様 書

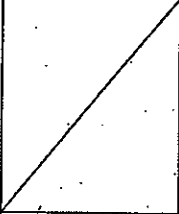



- 1 件 名 #600他昇降機保守点検整備
- 2 履行場所 航空自衛隊 那覇基地
- 3 概 要 建築基準法に基づく昇降機点検及び保守整備
- 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、「平成20年度版建築業務保全業務共通仕様書」(以下、共通仕様書という)に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、もしくは疑義を生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 契約相手方は現場代理人を定め、これを通知する。現場代理人は、作業の安全に留意し災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 入門及び交通規制等基地内での行動は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- (5) 基地内の在来施設の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、契約相手方の負担において、原形に復旧するものとする。
- (6) 本役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。

5 特記事項

- (1) 保守点検整備対象機の型式及び数量並びに契約種別は下表による。

設置場所	種 別	設置年月	型 式	数量	契約種別
#1910	寝台用エレベーター	S54.3	東芝製 B100-2S30-2	1基	FM フルメンテナンス
#1910	厨房小荷物用昇降機	S54.3	東芝製 WF200-MD-30-2	1基	FM フルメンテナンス

件 名	#600他昇降機保守点検整備		
図面名称	役務仕様書①	番 号	1/3
縮 尺	—————	年月日	24.4.18
	施設隊長	管理小隊長	担 当
			
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

#600	機械室レス乗用エレベーター	H17.9	日立製 UAP-11-C-060	2基	POG パーツ・オイル・グリース
#1910	機械室レス乗用エレベーター	H17.9	日立製 UAB-100-2-S45	1基	POG パーツ・オイル・グリース

(2) 契約相手方は、昇降機を常時、安全に運用できるように保守点検整備を行い、機器の性能及び機能を維持するものとする。

(3) 点検の内容及び点検周期については、共通仕様書、表7. 2. 5 (a) を標準とし、昇降機製造メーカーの点検内容等に準じて点検を実施するものとする。また点検整備の内容については事前に監督官の承諾を得るものとする。

(4) 保守契約の種別

ア FM (フルメンテナンス) 契約

保守点検整備の範囲は、共通仕様書、表7. 2. 2によるものとし、保守点検整備に必要な消耗品及び部品等は、契約相手方の負担とする。

イ POG (パーツ・オイル・グリース) 契約

保守点検整備の範囲は、共通仕様書、表7. 2. 2によるものとする。

その他、次の事項の整備及び調整を実施するものとする。

(ア) かごの加速、減速並びに着床段差及び異常振動の調整

(イ) 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃

(ウ) ボルト、ねじ等でゆるみがある場合の増す締め

(エ) 接触部分、回転部分等への注油

(オ) その他、これらに類する軽微な作業

(5) 現場代理人及び保守点検整備を行う者は、十分な知識、技能を有してなければならない。また、年1回の定期検査は昇降機検査資格保有者が行うものとし、免状の写しを監督官に提出する。

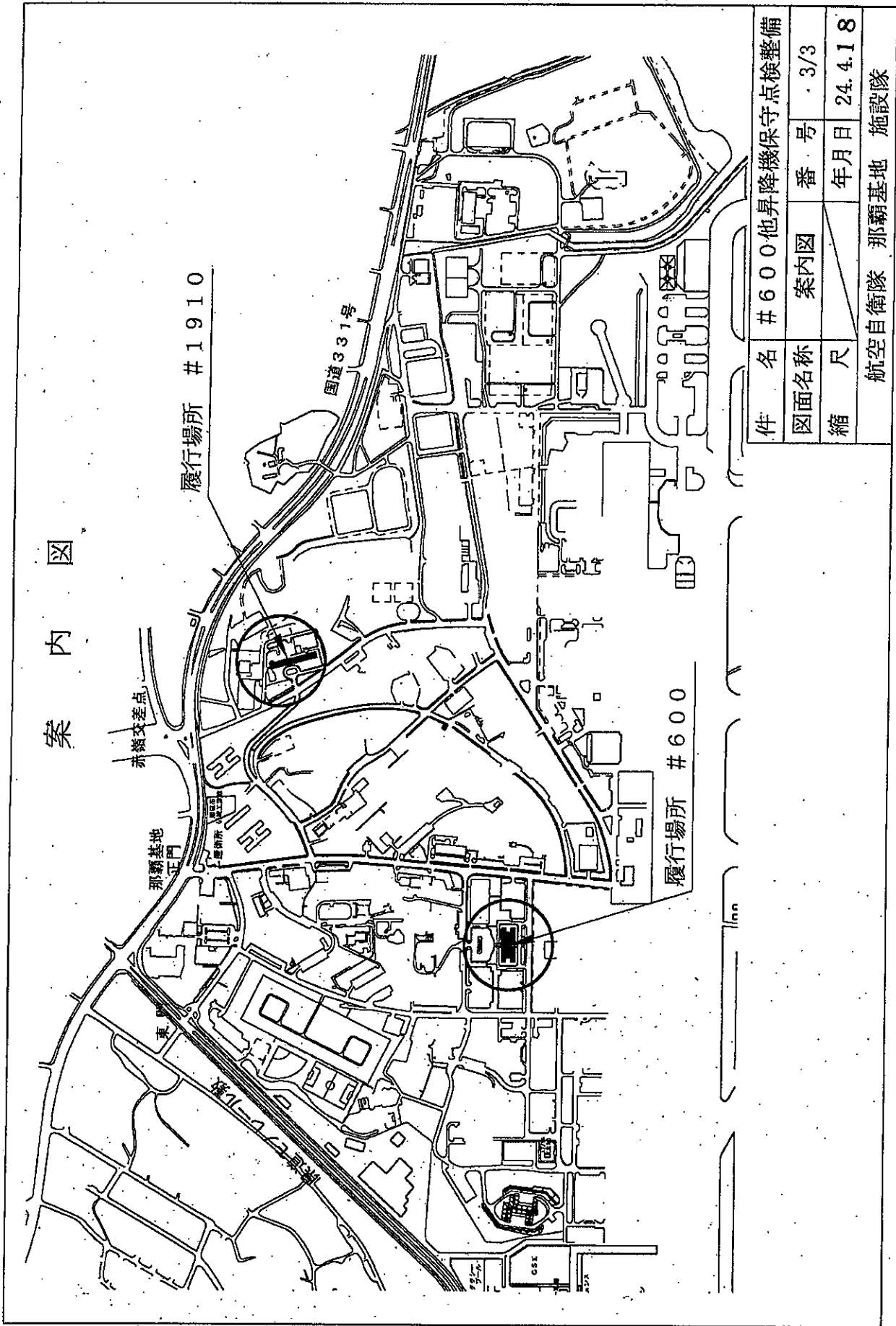
(6) 保守点検整備の日程は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(7) 保守点検整備の結果報告書を作成し、作業終了後、速やかに監督官に提出するものとする。

(8) 故障、または事故等、緊急を要する事態が発生した場合には、官側の要請に速やかに対応し、原因究明等、適切な処置を行うものとする。

件名	#600他昇降機保守点検整備		
図面名称	役務仕様書②	番号	2/3
縮尺	—————	年月日	24.4.18
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

案内図



件名	#600他昇降機保守点検整備		
図面名称	案内図	番号	3/3
縮尺		年月日	24.4.18
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			